

(漁具・漁法の制限等)

第3条 別表2のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる規模又は統数の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければならない。

2 リール及びルアーを使用してあゆの遊漁をしてはならない。

3 以下の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

区域	漁具・漁法
須木村漁協、倉岡木脇漁協、大淀川第一漁協及び宮崎内水面漁協の管理区域	うなぎ筒罟
高崎大淀川漁協及び三股町淡水漁協の管理区域	投網、刺網、寄網、船打投網
都城淡水漁協の管理区域	船打投網
綾漁協の管理区域のうち綾北川小田爪橋から上流綾吊り橋までの区域	投網、陸打投網、船打投網、刺網、寄網
綾漁協の管理区域	引かけ、ころがし、かなつき
宮崎内水面漁協の管理区域	かご